


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「福岡県法人会連合会主催」 法人会講演会
- ◆「カップリングパーティー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
6	4	(水)	第14回通常総会及び表彰式 15:00～17:20 於：ソラリア西鉄ホテル福岡
6	4	(水)	会員交流会 17:30～19:00 於： //
6	26	(木)	支部長等会議 15:00～19:00 於：TKPエルガーラホール7F

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
6	12	(木)	役員会 16:00～16:50 於：福新楼
6	12	(木)	総会 17:00～17:45 於： //
6	12	(木)	懇親会 18:00～20:00 於： //

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
6	13	(金)	総会 11:00～12:00 於：ホテルモントレラスール
6	13	(金)	懇親会 12:00～13:30 於： //

●受賞おめでとうございます●

令和7年春の叙勲 旭日小綬章 三好 修氏（株式会社三好不動産）

令和7年春の褒章 黄綬褒章 宮内 久滋氏（有限会社丸柏不動産）

(I) 税務カレンダー

- 6月2日 ● 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 6月10日 ● 源泉所得税の納付
- 6月16日 ● 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日 ● 4月決算法人の確定申告
- 10月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 国外財産調書・財産債務調書の提出

(II) 知らないと損する税情報

印紙税（第2号文書と第7号文書）

税 理 士 堤 一 博

最近、印紙税に関する質問が多くなっていますので、今回は、比較的勘違いしやすい請負に関する契約書（以下、第2号文書）と継続的取引の基本となる契約書（以下、第7号文書）の違いを説明します。

ご承知の通り、印紙税とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げる20種類の文書により証されるべき事項（課税事項）を証明する目的で作成されたもので「非課税文書」に該当しない文書（課税文書）に対し、収入印紙を購入し契約文書等に貼付する方法により納税するものです。

印紙税は「文書課税」と呼ばれ、課税されるのはあくまでも紙ベースで作成・発行された場合に限られ、契約書をPDF・クラウドサインは電子データで作成・発行されたと認識しますので印紙税は不要です。ただし、アウトプットしたPDFに双方の署名または押印等した場合は、印紙税が必要になる場合がありますので、注意が必要です。

右の表は、全体像をイメージしていただくために印紙税法別表第一の課税物件表を筆者が簡略化したものです。実際には、作成・発行した各々の文書が第何号文書に該当するのか所属の判定が非常に重要となります。

具体的には、作成・発行した契約書等の文書が、「印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則」及び「印紙税法基本通達」の規定に従い、第何号文書に該当するかを検討し、課税標準（契約金額）と税率（印紙税額）を決定するプロセスとなります。

筆者は実務的には、国税庁がHPで公開している「印紙税額一覧表」を参照しています。また、同じく国税庁がHPで公開している「印紙税の手引」を手元に置き、また、「タックスアンサー」を必要の都度見直しています。といいますのも、文書の記載内容等によっては、所要の印紙税の額が変わる場合がありますので、契約書を作成する段階からよく検討する必要があるからです。

少し脱線しますが、印紙税については、税理士が税務代理できる対象の租税から印紙税は除かれています。税理士法第2条第1項で除外されている租税としては、「印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税、法定外目的税その他の政令で定めるもの」とされています。

話を戻しますが、課税文書の所属の決定については、「印紙税法別表第一 課税物件表」の「課税物件表の

番号	文書の種類（物件名）
第1号文書	不動産等の譲渡契約書・地上権等の設定または譲渡等契約書・消費貸借契約書・運送契約書
第2号文書	請負契約書
第3号文書	約束手形等
第4号文書	株券等の受益証券
第5号文書	合併契約書等
第6号文書	定款
第7号文書	継続的取引の基本となる契約書
第8号文書	預貯金証書
第9号文書	倉荷証券等
第10号文書	保険証券
第11号文書	信用状
第12号文書	信託契約書
第13号文書	債務保証契約書
第14号文書	金銭等の寄託契約書
第15号文書	債権譲渡等契約書
第16号文書	配当金額収証等
第17号文書	売上代金等の受取書等
第18号文書	預貯金等通帳
第19号文書	金銭の受取通帳等
第20号文書	判取帳

適用に関する通則」で、詳細に規定していますが、概要は次のとおりです。

- (1) 課税事項に該当するものが一つの場合には、その文書は該当する課税事項の属する号の文書になります。
- (2) 課税事項が二つ以上ある場合でも、その課税事項が同一の号の事項であるときは、その文書は該当する課税事項の属する号の文書になります。
- (3) 課税事項が二つ以上あって、その課税事項がそれぞれ異なった号の課税事項である場合には、通則 3 の規定に従って選択した一つの号に属する文書になります。

この規定は原則として、

- ① 該当する号のうち税率の最も高い文書に所属させる。
- ② 税率が同じ場合は先に掲げられている号の文書に所属させる。
- ③ 証書と通帳の双方に該当する場合には通帳の号の文書に所属させる。

という基本的な考え方に基づいて規定されています（出典：国税庁HP「2以上の号に該当する文書の所属の決定」から抜粋）。

判断に当たっては、個々の文書が課税文書に該当するかどうかは、文書の全体を一つとして判断するのみでなく、その文書に記載されている個々の内容についても判断するものとし、また、単に文書の名称又は呼称及び形式的な記載文言によることなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて判断するものとし、その記載文言の実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号を基として、その文言、符号等を用いることについての関係法律の規定、当事者間における了解、基本契約又は慣習等を加味し、総合的に行うものとしています（印紙税基本通達第3条）。

さて、本論です。法人税等の調査で往々にして指摘されるケースの一つが、契約書が第2号文書と第7号文書のどちらにも該当する場合です。

「第2号文書」とは、「請負に関する契約書」で、「請負」とは、当事者の一方（請負者）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいい、民法第632条《請負》に規定する「請負」のことをいいます。なお、同法第648条の2《成果等に対する報酬》に規定する委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する契約は「請負」には該当しません。この「請負」は、完成された仕事の結果を目的とする点に特質があり、仕事が完成されるならば、下請負に出してもよく、その仕事を完成させなければ、債務不履行責任を負うような契約です。（出典：国税庁HP「請負の意義」から抜粋）。

「印紙税の手引」では、請負には、講演・警備・機械保守・清掃などのような無形的な結果を目的とするもの、公認会計士の監査契約・民間放送会社と広告主又は広告代理業者との間の広告などの契約、職業野球の選手・映画や演劇の俳優・プロボクサー・プロレスラー・音楽家・演出家・プロデューサーなどがその者として役務を提供することを内容とする契約を含むとしています。

「第7号文書」とは、「継続的取引の基本となる契約書（契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3か月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）」で、「特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書その他の契約書で、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもののうち、政令で定めるものをいう」と定義されており、また、「契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3か月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く」との除外規定があります。つまり、特約店契約書や代理店契約書など文書の表題に関係なく、契約当事者間において何度も同じような取引が反復継続する場合において、取引に共通して適用される令第26条に定める取引条件をあらかじめ定めておく契約書のことをいい、その契約書に記載された具体的な契約期間が3か月以内で、かつ、更新に関する定めのないものは、第7号文書から除かれるということです（出典：国税庁HP「継続的取引の基本となる契約書とは」から抜粋）。

作成・発行した文書が、課税物件表の複数の号に掲げる文書に該当する場合の所属の決定は、通則3の規定により、下記のように区分するものとしています（印紙税法基本通達第11条から抜粋し、一部修文）。

- 第2号文書と第7号文書とに該当する文書 ⇒ 第2号文書
- 第2号文書で契約金額の記載のないものと第7号文書とに該当する文書 ⇒ 第7号文書

国税庁のHPでは、「2以上の号に該当する文書の所属の決定」の質疑応答が掲載されていますので、必要に応じて参照してください。

第2号文書と第7号文書のいずれにも該当する文書の比較的身近な実例では、自動更新契約が付された機械設備の保守管理契約書などがあります。



ところで、印紙税法における「記載金額」とは、契約金額などとして契約書などの課税文書に記載されている金額で、その文書において契約の成立等に関し直接証明の目的となっているものをいいます（印紙税基本通達第23条）。

第2号文書の場合は、その課税文書に記載された「請負金額」を指します。また、月単位等で金額を定めている契約書の記載金額については、契約期間の記載があるものは、当該金額に契約期間の月数等乗じて算出した金額を記載金額とし、契約期間の記載のないものは記載金額がないものとして取り扱います。なお、契約期間の更新の定めがあるもの（自動更新条項がある契約）については、自動更新前の期間のみをその契約の記載金額算出の根拠とし、更新後の期間は含まないものとされています。

仮に「契約月額が10万円、契約期間がX年4月1日からX+1年3月31日までの1年間、契約期間満了時に双方どちらも異議がない場合にはさらに1年間延長する」とした機械設備の保守管理請負契約があったとします。このようなケースでは、当該請負契約書に「1年間〇〇円」など、明確に契約金総額の記載がない場合でも、（単価）月額10万円×（期間）12か月＝120万円と計算することができますので、この120万円が記載金額となり、第2号文書に該当することになります。また、自動更新条項があることから、継続的取引に該当しますので、第7号文書にも該当することとなります。

このケースでは、第2号文書の記載金額を計算するうえでは、契約期間満了後の自動更新期間は記載金額の計算には算入しません。

結論としては、第2号文書の記載金額が120万円となりますので、契約金額の記載があるため、第2号文書に該当し、記載された契約金額120万円に対応する印紙税額は400円となります。

また、仮に説例のうち、「契約期間がX年4月1日からX+1年3月31日までの1年間」の契約期間が記載されていない場合には、月額の定めはあっても契約期間の定めがないため、請負契約金額を具体的に計算できないことから、第7号文書として印紙税額は4,000円となります。

第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当するための期間的要件は、

- (1) 契約期間の定めのないもの
- (2) 3か月を超える契約期間の定めのあるもの
- (3) 3か月以内の契約期間が定められているが、更新の定めが併せて記載されている（更新後の期間を加えて3か月を超える）もの

となります（出典：国税庁HP「契約期間が3か月を超えるものの判断」から抜粋）。

その請負契約が第2号文書と第7号文書のどちらにも該当する場合には、その請負契約書から記載金額を算定できるかにかかっています。大雑把に言えば、記載金額があるものは第2号文書、記載金額のないものは第7号文書となります。

ただし、契約書全体の書き方、特に変更契約書を作成するときは、その契約書に記載する文言によって貼付すべき印紙税の金額が変わってくる場合がありますので、事前に入念に検討しておくことが必要です。

なお、前述のように国税庁が作成した「印紙税の手引」（国税庁HP掲載）は、必読の資料です。是非、担当の方は手元に置いておくことをお勧めします。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
		4(水)	15:00~17:20	本 部	第14回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
	6	4(水)	17:30~19:00	本 部	会員交流会	〃
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です）